

◎新潟県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、五十嵐久雄ほか24名から区画整理事業小島村下地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成27年4月21日

新潟県新発田地域振興局長